

企画提案書等作成要領

1 提出書類

提出書類、様式及び提出部数は次表のとおりとする。

様式 番号	提出書類の名称	規格及び 制限枚数	提出 部数	注意 事項
様式 1	企画提案参加申込書	A 4 縦 1 枚	正 1 部	
様式 2	業務実施体制	A 4 縦 2 枚	正 1 部 副 7 部	※ 1
様式 3	業務実績等	A 4 縦 8 枚 まで	正 1 部 副 7 部	※ 1
—	様式 3 添付書類 (業務実績内容確認書類)	—	正 1 部	
様式 4	経費積算書	A 4 縦 2 枚	正 1 部 副 7 部	※ 1 ※ 2
様式 5	社会的価値の実現に資する 取組に関する申告書	A 4 縦 1 枚	正 1 部	
—	様式 5 添付書類 (申告内容証明書類の写し)	—	正 1 部	
様式 自由	企画提案書	A 4 縦 20 枚まで	正 1 部 副 7 部	※ 1
様式 自由	添付書類 (提出者の概要)	—	正 1 部	※ 3

(注意事項)

- ※ 1 正本 1 部については事業者名を付し、副本 7 部については、事業者名・ロゴマーク等、応募者が特定されるものを記載しないこと。
- ※ 2 委託費の限度額は 28,214,000 円（税込み（税率 10%））とし、積算額には消費税及び地方消費税の額も記載すること。
- ※ 3 次の資料を添付する。
 - ①定款又は寄附行為等
 - ②組織概要、事業概要がわかるもの（パンフレットなど既存資料で可）

2 提出書類作成のポイント

(1) 企画提案書（様式自由）作成上の注意

- 様式自由とするが、すべてA4判縦置き横書き・両面使用、文字サイズは12ポイント以上とする。ただし、図表その他の関係でこれによりがたい場合は、この限りではない。
- 具体的なイメージが把握できるよう、図表等を用いて、わかりやすく記載すること。
- 以下の点について記述すること。

ア 全体事業計画及びスケジュール

事業の背景・目的等を踏まえて、全体事業計画（基本的な実施方針、進め方等）、業務スケジュール等を記載すること。なお、スケジュールの検討にあたっては、5月下旬頃に業務開始する想定で作成すること。

イ 業務内容について

(ア) 「あいちカーボンリサイクル推進協議会（仮称）」の設置等支援

- ・推進協議会のメンバー候補となる企業・団体とその選定理由
 - ※ 提案に際して事前に候補企業・団体と調整する必要はない。
- ・ヒアリング調査（(2)のスキーム構築に必要なヒアリング調査を兼ねる）の対象・項目等
- ・本プロジェクトのPRに係る方法・工夫等
- ・その他（協議会の開催時期・回数・議題など記載することがあれば）

(イ) 廃棄物収集・CO₂回収スキームの構築支援

- ・カルシウム成分を含む廃棄物等やCO₂源に係る要件等として想定される内容とその理由
- ・CO₂回収、CaCO₃製造拠点、コンクリート製造拠点等に求められる地理的な要件等として想定される内容とその理由
- ・サプライチェーン全体のCO₂排出量の試算方法（対象範囲・計算方法等）
- ・その他（スキーム構築に係る留意点など記載することがあれば）

(ウ) カーボンリサイクルサプライチェーン実現可能性調査

- ・実証事業から社会実装まで視野に入れた関連制度やその課題及び対応策として想定される内容とその理由
- ・サプライチェーン全体のコスト、CO₂固定化コンクリートの価格水準の試算方法
- ・その他（実現可能性調査に係る留意点など記載することがあれば）

(エ) 追加提案

- ・本事業の成果や付加価値を高めることができる追加提案があれば記載すること

(2) 業務実施体制（様式2）作成上の注意

本業務を実施するための運営管理体制、総括責任者及び業務担当者の経歴について、可能な限り詳細に記載すること。

(3) 業務実績等（様式3）及び社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式5）に関する注意事項

様式3については、記載した業務実績の内容が確認できる書類（契約書の写し等）を、様式5については、申告する内容を証明する書類の写しをそれぞれ添付すること。

3 企画提案にあたっての留意事項

- (1) 企画提案は、1者につき1提案までとする。
- (2) 書類の記載内容を補足する資料がある場合は、適宜添付すること。
- (3) 事業の一部を再委託する場合は、再委託する事業の内容及び合理的な理由、必要性等について、企画提案書に記載すること。
- (4) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 提出期限後の問合せ、書類の追加・修正は原則として認めない。
- (6) 提出された書類が次項のいずれかに該当するときは無効となる場合がある。
 - ア 虚偽の内容が記載されているもの
 - イ 記載内容や提案内容等が本要領の規定に適合しないもの
- (7) 提出書類は返却しない。
- (8) 提出書類に関する一切の権利は、県に帰属するものとする。